

広島県告示第五百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	介護予防サービス事業を廃止した事業所	サービスの種類	廃止年月日
有会社IK Iコーポレ ション 有限会社シー エムエス	庄原市宮内町 四二八―一	東広島市西条 御条町一番二 五号	府中フアニチ アー介護用品 事業部	庄原市宮内町 四二八―一	東広島市西条 御条町一番二 五号	特定介護予 防福祉用具 販売	平成二四 年五月一 日
			デイサービス 友安	東広島市西条 御条町一番二 五号	介護予防通 所介護		平成二四 年五月三 一日